

別添資料①

I. 特定な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職就任、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の2つ(I-1又はI-2)の方法のいずれかを選択することができる。なお特別な理由により、専門医としての活動や自己学習が完全または部分的にできない期間が概ね1年間以下で、残りの期間で専門医更新基準を満たすことができる場合には、以下の2つの方法を選択せず、通常通り専門医を更新することを認める。

I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできない。休止期間に上限はないが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受ける。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要である。その後、専門医としての活動が再開できる。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新する。

資格更新	更新2年	更新4年	資格更新	更新3年	資格更新
↓	↓	↓	↓	↓	↓
		病気療養	軽快復職		
		↓	↓		
	専門医	活動休止	専門医	専門医	
		↑	↑		
		休止申請	休止終了		
	更新単位 a		単位 b	更新単位計 50 単位	

更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にはできないが自己学習などが継続できる場合：専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、

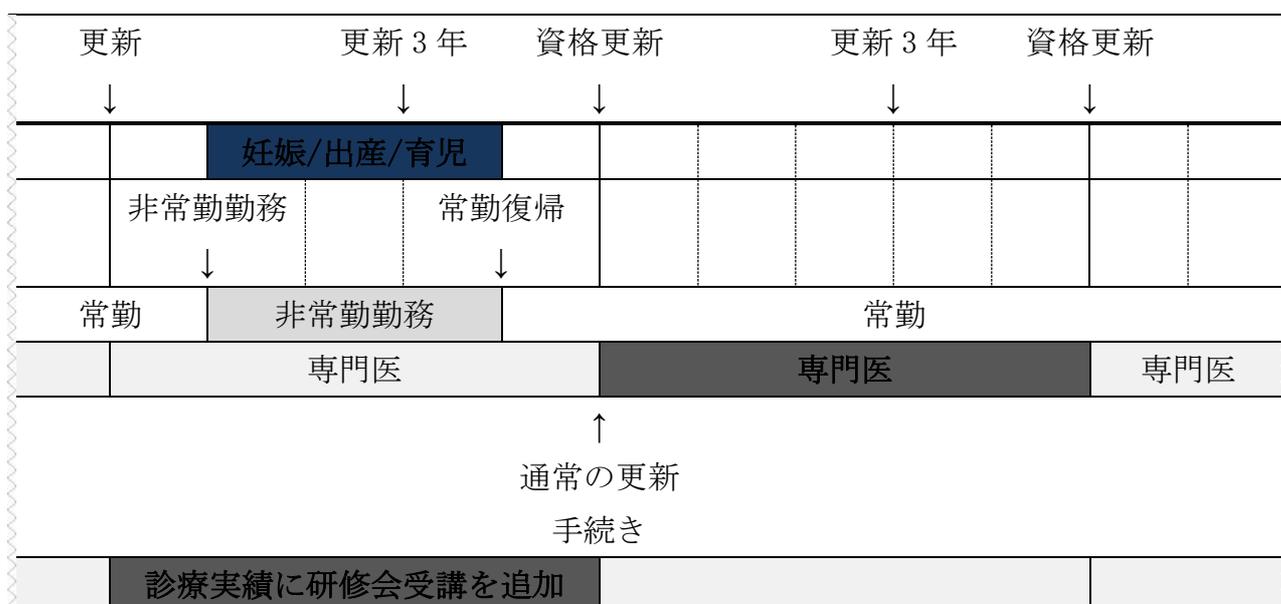
専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合は、日本リハビリテーション医学会が主催する研修会を受講し、終了時に行われる試験に合格することで、診療実績の基準を満たしたと認めます（*）。但し移行期間（新制度完全発足までの期間）は筆記試験による診療実績の証明を認めず、症例一覧の提示のみが認められます。

*求められる診療実績である 100 症例のうち、満たすことのできる症例数により、受講の必要な研修会の数を定めます。別に定める研修会（**）を受講し、終了時に行われる試験に合格し、修了証のコピーを提出してください。

- 1) 30 症例以下:別に定める研修会のうち 3 つを受講。
- 2) 31 症例以上 60 症例以下:別に定める研修会のうち 2 つを受講。
- 3) 61 症例以上 99 症例以下:別に定める研修会のうち 1 つを受講。

**別に定める研修会

- 1) 病態別実践リハビリテーション医学研修会・骨関節障害
- 2) 病態別実践リハビリテーション医学研修会・神経系障害
- 3) 病態別実践リハビリテーション医学研修会・内部障害
- 4) 急性期病棟におけるリハビリテーション医師研修会
- 5) 回復期リハビリテーション病棟専従医師研修会アドバンスコース
- 6) 在宅生活期リハビリテーション研修会



II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

別添資料②

連続して3回以上資格更新を行った専門医への対応について

リハビリ科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医（学会専門医を含める）が連続して3回更新されている場合、4回目の更新から i) 診療実績の証明を免除し、更新に必要な単位の合計を40単位とする方法を選択することができる。

但し2003年以前は専門医の更新年限が10年であったため、2003年以前に専門医を取得した医師に関しては、専門医取得後15年以上経過している場合、その次の更新から上記の対応を認めることとする。